

駐車許可制度及び申請手続きについて

管轄は和泉警察署（交通規制係）0725-46-1234 となりますので、事前にご相談ください。

594-0023 和泉市伯太町二丁目1番7号

※なお、『車いす移動車』8ナンバー車両については大阪府 交通規制課規則第五係（06-6943-1234）となります。

参考資料 警視庁ホームページ 駐車許可制度及び申請手続きについて

<https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/tetsuzuki/kotsu/seido/shusha.html>

対象用務 別表（警視庁ホームページから引用）

	一括許可の対象用務	申請に必要な書類	
		共通する書類	用務を疎明する書類
1	訪問診療	①駐車許可申請書	⑥医師免許証の写し
2	歯科訪問診療	②駐車場所周辺の地図等	⑥歯科医師免許証の写し
3	訪問看護	（駐車場所に印を付すなどしたもの） ③自動車検査証	⑥都知事又は関東信越厚生局長の指定通知書 若しくは区市町村長の業務委託契約書
4	訪問介護	（軽自動車届出済証、 標識交付証明書を含む）	⑦計画表の写し ⑧当該用務に使用する車両であることの証明書
5	訪問入浴介護	④自動車運転免許証 ⑤訪問先一覧表	（従業員の車両を使用する場合） ⑨医師の指示書・意見書の写し
6	訪問リハビリテーション	（事業系一般廃棄物収集及び 特別管理一般廃棄物収集は、 収集先一覧表）	⑥資格証明書（医師免許証等）の写し
7	居宅療養管理指導	※地図等については、収集先 一覧表の目標物の記載により 省略可	⑥区市町村職員の場合は、職員証 居宅介護支援専門員の場合は、都知事の指定通知書 又は区市町村長の業務委託契約書の写し

訪問診療等に使用する車両に係る駐車許可についてのご案内

訪問診療、訪問看護、訪問リハビリテーションや訪問介護等に使用する車両が、訪問先に駐車場所がないために駐車禁止場所に駐車せざるを得ない場合、状況に応じて警察署長の駐車許可を受けることが可能となっております。

また、こうした業務の実情に鑑み、1つの駐車許可で、一定の期間、複数の場所に対応できるよう、手続の簡素化、柔軟化を図り、申請者の負担軽減に努めております。

なお、駐車許可は、都道府県警察及び警察署ごとに、地域住民等の意見要望や地域の交通実態等に応じて行っているものであり、必ずしも全ての場合に許可が行われるわけではありません。

詳しくは、管轄する都道府県警察本部又は警察署までお問合せください。

警察庁交通局 交通規制課